

ARG 会議(2009年6月)出席報告

(社)日本証券アナリスト協会
理事・教育第二企画部長
金子 誠一

6月24日にロンドンで開催された国際会計基準審議会(IASB)のARG会議*について概要を下記のとおり報告します。

* IASB と世界のアナリスト代表(Analyst Representative Group) との会議。第1回会合は2003年秋。当協会は2004年2月の第2回会議から出席。会議は年3回、SAC会議の前後にロンドンで丸1日かけて行われる。日米欧のアナリスト10名前後、IASBの理事5名前後、スタッフ数名出席。当初はトゥイーディー議長の私的アドバイザー会議の色彩が強かったが、IASBの会員向けニュースレター(Insight, July, 2005)で紹介され、2007年6月の会議からは公開(傍聴可)となっており、公的な性格を強めている。

記

1. 出席者

IASB 理事 : Stephen Cooper, Prabhakar Kalavacherla

Tweedie 議長を含む数名の理事はミラノにおけるIFRS説明会に出張。

Analysts : Neri Bukspan(S&P, 米), Sarah Deans(J.P. Morgan, 英), Christian Dreyer(年金コンサル, スイス), Jane Fuller(コンサル, 英), Jacques de Greling(CDC, 仏), Sue Harding(S&P, 英), Sei-Ichi Kaneko(SAAJ, 日), Robert Morgan(加), Dane Mott(J.P. Morgan, 米), Vincent Papa(CFAI, 英), Jed Wringley(Fidelity, 英)

2. 要旨

今回の会議における大きなテーマは(1)純利益やリサイクリングを見直すか否か、(2)直接法キャッシュフロー表を強制するか否か、の2点。

(1)純利益

財務諸表の表示プロジェクトの中で純利益やリサイクリングの見直しを行うべきという意見で一致した。ただし、具体的にどのような表示にするかは意見が分かれた。

(2)キャッシュフロー表

財務諸表の表示討議資料では、直接法キャッシュフロー表を強制する案になっていたが、ユーザー・作成者からは反対意見が多く寄せられている。ARGの検討では、一部米国系のアナリストを中心に直接法に固執する人がおり、結論は出なかった。

3. 議事一覧

番号	日時	議事
(1)	24日 9:00- 9:40	財務報告をめぐる最近のトピック
(2)	同 9:40-10:05	作業計画
(3)	同 10:05-11:45	財務諸表の表示
(4)	同 11:45-13:00	認識の中止
(5)	同 13:45-14:05	財務諸表の表示(続き)
(6)	同 14:05-15:40	金融商品
(7)	同 15:40-16:45	収益認識

* 会議資料は以下から入手できる。

<http://www.iasb.org/NR/exeres/72B26185-FF1F-4041-B577-B8E886E96958.htm>

4. 議事概要

上記の番号に従い、報告者(金子)の発言を中心に議事概要を報告する。

(1) 財務報告をめぐる最近のトピック

各市場における最近のトピック紹介。報告者は日本における IFRS 採用に向けてのロードマップ確定について説明した。スイスからの参加者から、IASB が検討中の XBRL タクソノミーは勘定科目数が少なすぎるのではないかというコメントがあった。

(2) 作業計画

IASB スタッフから、基準の開発状況について説明。年末までに 13 本の公開草案・討議資料を公開予定。基準化まで時間的余裕があるものは、コメント期間を長くするなど、柔軟な対応もしたいとのこと。

(3) 財務諸表の表示 (純利益等)

財務諸表の表示プロジェクトの中で純利益やリサイクリングのあり方を新たに定義すべきかどうかという問題。金融商品や年金の会計基準改定において、これまでの純利益やリサイクリングのあり方を変える提案がなされていることもあり、基本的に全員が見直しを行うことに賛成。ARG 会議参加者にも SAC 会議参加者同様、宿題(24 の勘定科目とその金額が与えられ、これを自分の好きな様式の包括利益計算書にまとめる)が提示されており、報告者を含む 3 名が宿題を提出済みで、各人が簡単に説明。報告者の様式*は、基本的に価格変動するものは全てその他包括利益(OCI)、OCI の全項目をリサイクリングするというものだが、他の 2 人(英国のアナリスト)の様式は OCI に含まれる項目、従ってリサイクリングの対象になる項目が少なかった。

* 報告者の様式とその説明は、SAC 会議出席報告(2009.6) 5-7 頁を参照。

報告者の様式に関し、Kalavacherla 理事から、経営者による純利益操作の余地を高めるのではないかと質問あり、次のとおり回答した：純利益と包括利益が同じように明瞭に開示されれば、いずれ 1 株当たり利益や PER も純利益と包括利益の両方で見るようになる。

この結果、業績指標としての純利益の重要性およびそれを操作するインセンティブは共に相対的に低下する。また、包括利益の直前に、当期にリサイクリングした金額と項目を明示することによって、純利益と包括利益の関係を明確に示せる。

(4) 認識の中止

現在コメント募集中の討議資料(金融商品を BS からはずす基準)についてのセッション。討議資料の案では、レポ取引や貸し株が売買とみなされ、取引の都度、売却損益が建つことがある。これは、わが国のようにその他有価証券で保有する証券を用いてレポや貸し株を行うことがある場合、証券の出し手が売却損益が生じることをいやがって取引をしぶり、その結果、市場の流動性が低下する懸念がある。このため、次の意見を述べた：レポや貸し株を売買とみなすのは取引実態から離れており、考え直すべきだ。レポは債券の売却＋債券先物の買い建てと同じという話があったが両者は全く別物だ。本来が、担保付借り入れであるレポではレートは金利で一意的に決まる。債券の売却＋債券先物の買い建てはタイミングと取引相手の違いもあり、レポと同じレートが取れる保証はない。担保付借り入れを、債券の売却＋債券先物の買い建てで実行しようとする人は、レポよりも良い条件を得ようとしているわけで、経済的にはこれは裁定取引に他ならない。

(5) 財務諸表の表示 (続き－直接法キャッシュフロー表)

欧州および日本のアナリストは間接法で可としているが、米国系アナリストを中心に直接法に固執している人がおり、①ARG メンバーに文書で直接法のメリット有無を回答してもらう、②CFA 協会が計画中の直接法についてのアンケート結果を待つこととした。

(6) 金融商品

現在、検討中の金融商品関係の基準改定案がテーマ。主として、EC からの政治的プレッシャーに動かされている面が多く、結局 EC が好む案にせざるを得ないのではないかとの質問あり。これに対し、IASB のスタッフが、IAS39 号(金融商品会計)の見直しは 10 年来の課題だった、目下の状況をむしろ基準改定のチャンスと捉えたい、と回答していたのが印象的だった。

(7) 収益認識

コメント募集を締め切った討議資料がテーマ。提案されている案では、工事進行基準の適用範囲が狭まる点について次のとおりコメントした：会計基準は経済的な取引を描くものだ。提案されている案だと、同じ工事でも進行につれて所有権が施主に移転する国では工事進行基準が適用され、そうでない国では完成基準が適用される。これでは、会計基準は法的関係を描いていることになる。例えば、施主が工事の進捗検査をして代金を分割払いする場合等、進行基準を適用できる例を列挙すべきだ。

これに対し、スタッフから次の回答があった：法の違いが実態を規定するという面もあり、現行の基準もこの考えで書かれている。分割払いがあっても所有権は移転しない。

以 上